

31.地方自治法第100条第12項の協議等の場

【31-1】地方自治法第100条第12項による「協議等の場」の規定及び設置状況

(平成23年12月31日現在、809市、設問別)

	「協議等の場」を、会議規則に規定している	「協議等の場」を、臨時に議会の議決で設置した
5万未満 (254市)	135市 53.1%	10市 3.9%
5～10万未満 (265市)	147市 55.5%	10市 3.8%
10～20万未満 (162市)	93市 57.4%	6市 3.7%
20～30万未満 (45市)	22市 48.9%	1市 2.2%
30～40万未満 (28市)	19市 67.9%	0市 0.0%
40～50万未満 (21市)	13市 61.9%	1市 4.8%
50万以上 (15市)	7市 46.7%	0市 0.0%
指定都市 (19市)	6市 31.6%	1市 5.3%
全市 (809市)	442市 54.6%	29市 3.6%

【31-2】地方自治法第100条第12項による「協議等の場」の構成員に対する費用弁償の支給状況

(平成23年12月31日現在、809市、設問別)

	支給している	支給していない	その他
5万未満 (254市)	68市 26.8%	65市 25.6%	2市 0.8%
5～10万未満 (265市)	64市 24.2%	79市 29.8%	4市 1.5%
10～20万未満 (162市)	38市 23.5%	55市 34.0%	0市 0.0%
20～30万未満 (45市)	8市 17.8%	13市 28.9%	1市 2.2%
30～40万未満 (28市)	8市 28.6%	10市 35.7%	1市 3.6%
40～50万未満 (21市)	4市 19.0%	8市 38.1%	1市 4.8%
50万以上 (15市)	3市 20.0%	4市 26.7%	0市 0.0%
指定都市 (19市)	5市 26.3%	1市 5.3%	0市 0.0%
全市 (809市)	198市 24.5%	235市 29.0%	9市 1.1%